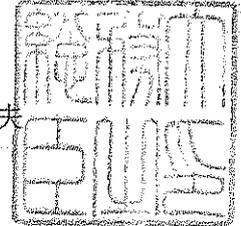


第 20 回統計委員会における諮問資料（抜粋）

総政企第79号
平成21年3月9日

統計委員会委員長
竹内啓殿

総務大臣
鳩山邦夫



諮問第15号
特定サービス産業実態調査の改正について（諮問）

標記について、平成21年3月3日付け平成21・02・27統第2号により経済産業大臣から別添「特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認に当たり、統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(特定サービス産業実態調査の改正について)

1 調査の目的等

特定サービス産業実態調査（指定統計第113号を作成するための調査）は、我が国におけるサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和48年以降、毎年実施されている。

2 改正の趣旨

「経済成長戦略大綱」（平成18年7月6日財政・経済一体改革会議決定（平成20年6月27日改定））において、サービス産業を幅広くとらえた構造統計を整備することとされていることなどを踏まえ、サービス産業に関する施策等に必要となる統計の一層の整備を図るため、平成21年調査から、調査対象業種の追加を行うとともに、標本調査方式の導入、事業所の規模に応じた調査事項の設定、調査の実施方法の変更等を行う。

3 改正内容

(1) 調査対象業種の追加

サービス産業分野において個別業種ごとにその業種特性等が大きく異なることを踏まえ、行政施策上の必要性及び統計利用者のニーズに対応し、個別業種の実態をよりの確に把握するため、調査対象業種に「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場（別掲を除く）」、「興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園、遊園地」、「学習塾」及び「教養・技能教授業」の計7業種を追加し、28業種とする。

これに伴い、追加する各業種に対応した調査票（7種類）を新設する（既存業種について調査票の共通化を図るものがあるため、調査票様式は計19種類）。

（注）平成20年調査からの継続調査業種：21業種

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」、「映像情報制作・配給業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「その他の物品賃貸業」、「デザイン業」、「広告業」、「機械設計業」、「計量証明業」、「機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「電気機械器具修理業」

平成20年に追加した業種（10業種）

(2) 標本調査方式の導入

調査対象業種の追加に伴い、これまでの全数調査を継続すると調査対象数が約28万事業所・企業と過大となることから、調査を担う地方公共団体の事務負担や調査客体の負担の軽減を図る等の観点から、標本調査方式を導入する（標本調査の調査対象数：約51,000）。

ただし、「事務用機械器具賃貸業」等7業種については、母集団が小規模なため、全数調査とする（全数調査の調査対象数：約4,000）。

(3) 事業所規模に応じた調査事項の設定

調査客体の負担軽減を図る等の観点から、事業従事者数4人以下の小規模事業所について、業種横断的に調査事項の簡素化を図る。

ただし、母集団規模が小さく、事業所の多くが小規模事業所に偏っている「事務用機械器具賃貸業」、「クレジットカード業、割賦金融業」、「計量証明業」等7業種については、調査事項の簡素化は行わない。

(4) 結果表章の見直し

標本調査方式の導入に伴い、全国表及び都道府県表における資本金規模別集計（7区分）などについては、精度が著しく低下することが想定されることから、表章は行わない。また、都道府県表における政令指定都市別集計は表章を行わない。

(5) 調査実施方法の変更

ア 調査対象業種のうち「インターネット附随サービス業」等、事業所を対象とする22業種については、都道府県経由の調査員調査方式で実施し、「映像情報制作・配給業」等、企業を対象とする6業種については、民間事業者を活用した郵送調査方式により実施する。

イ 調査の円滑な実施を図る観点から、調査客体や調査員からの問い合わせに対応するコールセンター（民間事業者を活用）を設置する。

特定サービス産業実態調査の概要

調査の目的等

我が国のサービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和 48 年から毎年実施している。

調査の概要

- < 調査期日 > 毎年 11 月 1 日現在
- < 調査対象業種 > ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業など全 28 業種
 - ・ 20 年調査からの継続調査業種：21 業種（各種物品賃貸業等）
 - ・ 今回の追加調査業種：7 業種（冠婚葬祭業、映画館等）
- < 調査対象 > 約 5 万 5,000 事業所・企業（約 4 万 9000 事業所、約 6,000 企業）
原則、事業所単位。ただし、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業等 6 業種については企業単位
- < 抽出方法 > 原則、業種別、事業従事者規模別、都道府県別に層化抽出
ただし、母集団数が 1,000 に満たない事務用機械器具賃貸業等 7 業種は全数調査
- < 調査票の種類 > 業種ごとに調査票を設定。ただし、一部の業種については、共通の調査票様式を設定（全 19 種類）
- < 調査系統 > 調査の流れ
 - ・ 調査員調査（一部は郵送調査）
経済産業省 都道府県 調査員 事業所
 - ・ 郵送調査（民間事業者を活用）
経済産業省 企業（本社一括調査企業を除く）
 - ・ 本社一括調査：郵送調査（民間事業者を活用）
経済産業省 本社一括調査対象企業
コールセンターの設置（民間事業者を活用）

結果の公表

- < 主な集計事項 > 調査対象業種ごとの従業者数、年間売上高、年間営業費用 等
- < 集計地域 > 全国、都道府県
- < 公表時期 > 調査実施後 9 か月以内に速報、1 年以内に確報を公表

結果の利用

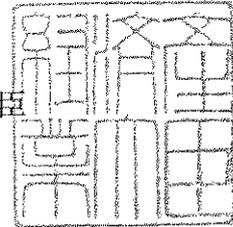
サービス産業の振興施策の企画・立案のための基礎資料
GDP 統計や産業連関表（基本表、地域表等）の作成のための基礎資料 等

経済産業省

平成21・02・27統第2号
平成 2 1 年 3 月 3 日

総務大臣 殿

経済産業大臣



特定サービス産業実態調査に係る承認事項の一部改正について（申請）

上記の件について、別記のとおり改正する必要があるので、統計法第7条第2項の規定に基づき申請します。



特定サービス産業実態調査に係る統計法第7条第1項の承認申請事項

最終改正 承認期日 平成 21 年 月 日

一 調査の目的

特定サービス産業実態調査は、サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の期日

特定サービス産業実態調査は、毎年 1 1 月 1 日現在によって行う。

三 調査の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

特定サービス産業実態調査は、標本設計に基づく標本調査とし、別表 1 から 3 及び 10 から 28 までの項に掲げる業種に属する事業所（以下「調査事業所」という。）のうち、経済産業大臣が指定するもの並びに別表 4 から 9 までの項に掲げる業種に属する企業（以下「調査企業」という。）のうち、経済産業大臣が指定するものについて行う。

四 調査事項

特定サービス産業実態調査は、次に掲げる事項のうち別表に掲げる業種に応じて必要なものについて行う。

- (1) 事業所名及び所在地
- (2) 企業名及び所在地
- (3) 本社の所在地
- (4) 経営組織及び資本金額又は出資金額
- (5) 本支社別
- (6) 事業の形態
- (7) 会社系統
- (8) 年間売上高
- (9) 年間契約高及び契約件数
- (10) 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額
- (11) 従業者数

- (12) 会員数
- (13) 加盟店数
- (14)入場者数
- (15)施設
- (16)受講生数

五 調査の実施

1．調査名簿の作成

(1) 別表 1 から 3 及び 10 から 28 までの項に掲げる業種

都道府県知事は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、経済産業大臣が定める様式により特定サービス産業実態調査名簿 1 部を調査の期日以前に作成し、経済産業大臣に提出する。

(2) 別表 4 から 9 までの項に掲げる業種

経済産業大臣は、調査事業所及び調査企業を確定するため、特定サービス産業実態調査に先立って調査を行い、特定サービス産業実態調査名簿 1 部を調査の期日以前に作成する。

2．調査の方法

特定サービス産業実態調査は、別紙 1 から 19 までに掲げる様式による調査票によって行う。

調査の実施期間は、毎年 11 月 1 日から 12 月 15 日までとする。

3．都道府県知事及び経済産業大臣による調査票の配布

都道府県知事及び経済産業大臣は、調査事業所の管理責任者及び調査企業を代表する者（以下「申告義務者」という。）に対し調査票を配布する。ただし、経済産業大臣が指定する企業（以下「一括調査企業」という。）に属する調査事業所にあつては、経済産業大臣が一括調査企業を代表する者（以下「一括調査企業の申告義務者」という。）に一括して配布する。

4．調査票の提出

(1) 別表 1 から 3 及び 10 から 28 までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く。）は、調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1 部を調査期日の属する年の 11 月 30 日までに都道府県知事に提出する。

都道府県知事は、調査票を整理した上、審査し、調査期日の属する年の翌年 1 月 31 日までに経済産業大臣に提出する。

(2) 別表 4 から 9 までの項に掲げる業種

申告義務者（一括調査企業の申告義務者を除く）は、調査票に所定の

事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の11月30日までに経済産業大臣に提出する。

5. 一括調査による調査票の提出

(1) 一括調査企業の申告義務者は、経済産業大臣から配布された調査票に所定の事項を記入し、これに記名して、1部を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出する。

(2) 一括調査企業の申告義務者は、フレキシブルディスクに所定の事項を記録し、これに一括調査企業名等を記載したラベルをはり付け、1枚を調査期日の属する年の12月15日までに経済産業大臣に提出することで本号(1)に規定する調査票の提出に代えることができる。

六 集計事項及び集計方法

1. 集計事項は、別添集計様式に掲げる事項とする。

2. 経済産業大臣は、受理した調査票及びフレキシブルディスクを総括審査した上、調査事項について機械集計する。

七 結果の公表方法及び期日

経済産業大臣は集計結果を「特定サービス産業実態調査報告書」として、調査期日から1年以内に公表する。

八 関係書類の保存期間及び保存責任者

関係書類の保存期間及び保存責任者は、次のとおりとする。

関係書類	保存責任者	保存期間
調査票及びフレキシブルディスク	経済産業大臣	3年
集計表	経済産業大臣	3年
調査票及びフレキシブルディスク並びに集計表の内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）	経済産業大臣	永年

九 経費の概算
(略)

十 統計調査員

この調査の事務に従事させるため統計法第12条第1項の規定により都道府県に設置される統計調査員(以下「特定サービス産業実態調査員」という。)は、都道府県知事の指揮監督を受けて、調査票の配布及び取集その他これらに附帯する事務を行う。

十一 実地調査

統計法第13条の規定に基づき、統計官、統計主事その他特定サービス産業実態調査の事務に従事する者及び特定サービス産業実態調査員は、必要な場所に立ち入り、四の(6)から(16)までに掲げる事項について検査し、調査資料の提出を求め、又は関係者に対し質問をすることができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。

十二 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たっては、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても同分類の小分類による。

附 則

平成20年特定サービス産業実態調査以前の調査については、なお、従前の例による。

別表 調査業種

番号	業 種 (報告者数)	業 種 の 範 囲
1	ソフトウェア業 (2414)	統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件(平成19年総務省告示第618号)に定める日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業のうち、経済産業大臣が指定するもの
2	情報処理・提供サービス業 (4654)	日本標準産業分類に掲げる小分類 392-情報処理・提供サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
3	インターネット附属サービス業 (1105)	日本標準産業分類に掲げる小分類 401-インターネット附属サービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
4	映像情報制作・配給業 (2031)	日本標準産業分類に掲げる小分類 411-映像情報制作・配給業のうち、経済産業大臣が指定するもの
5	音声情報制作業 (272)	日本標準産業分類に掲げる小分類 412-音声情報制作業のうち、経済産業大臣が指定するもの
6	新聞業 (547)	日本標準産業分類に掲げる小分類 413-新聞業のうち、経済産業大臣が指定するもの
7	出版業 (2100)	日本標準産業分類に掲げる小分類 414-出版業のうち、経済産業大臣が指定するもの
8	映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業 (913)	日本標準産業分類に掲げる小分類 416-映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業のうち、経済産業大臣が指定するもの
9	クレジットカード業、割賦金融業 (468)	日本標準産業分類に掲げる小分類 643-クレジットカード業、割賦金融業のうち、経済産業大臣が指定するもの
10	各種物品賃貸業 (1283)	日本標準産業分類に掲げる小分類 701-各種物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
11	産業用機械器具賃貸業 (4557)	日本標準産業分類に掲げる小分類 702-産業用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
12	事務用機械器具賃貸業 (390)	日本標準産業分類に掲げる小分類 703-事務用機械器具賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
13	自動車賃貸業 (2030)	日本標準産業分類に掲げる小分類 704-自動車賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
14	スポーツ・娯楽用品賃貸業 (653)	日本標準産業分類に掲げる小分類 705-スポーツ・娯楽用品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
15	その他の物品賃貸業 (2657)	日本標準産業分類に掲げる小分類 709-その他の物品賃貸業のうち、経済産業大臣が指定するもの
16	デザイン業 (3775)	日本標準産業分類に掲げる小分類 726-デザイン業のうち、経済産業大臣が指定するもの
17	広告業 (2803)	日本標準産業分類に掲げる小分類 731-広告業のうち、経済産業大臣が指定するもの
18	機械設計業 (2145)	日本標準産業分類に掲げる小分類 743-機械設計業のうち、経済産業大臣が指定するもの
19	計量証明業 (735)	日本標準産業分類に掲げる小分類 745-計量証明業のうち、経済産業大臣が指定するもの
20	冠婚葬祭業 (1652)	日本標準産業分類に掲げる小分類 796-冠婚葬祭業のうち、経済産業大臣が指定するもの
21	映画館 (699)	日本標準産業分類に掲げる小分類 801-映画館のうち、経済産業大臣が指定するもの
22	興行場(別掲を除く)、興行団 (1055)	日本標準産業分類に掲げる小分類 802-興行場(別掲を除く)、興行団のうち、経済産業大臣が指定するもの
23	スポーツ施設提供業 (2576)	日本標準産業分類に掲げる小分類 804-スポーツ施設提供業のうち、経済産業大臣が指定するもの
24	公園、遊園地 (937)	日本標準産業分類に掲げる小分類 805-公園、遊園地のうち、経済産業大臣が指定するもの
25	学習塾 (4280)	日本標準産業分類に掲げる小分類 823-学習塾のうち、経済産業大臣が指定するもの
26	教養・技能教授業 (5459)	日本標準産業分類に掲げる小分類 824-教養・技能教授業のうち、経済産業大臣が指定するもの
27	機械修理業(電気機械器具を除く) (2075)	日本標準産業分類に掲げる小分類 901-機械修理業(電気機械器具を除く)のうち、経済産業大臣が指定するもの
28	電気機械器具修理業 (1481)	日本標準産業分類に掲げる小分類 902-電気機械器具修理業のうち、経済産業大臣が指定するもの